

公益財団法人日本交通公社における公的研究費の適正使用に関する行動規範

平成28年11月11日

この行動規範は、公的研究費の取扱いに関し、職員としての取組みの指針を明らかにするものである。

1. 公的研究費の使用に当たっては、法令および関係規則並びにこの行動規範及び公益財団法人日本交通公社（以下「当財団」という。）が定める諸規程を遵守する。
2. 公的研究費の使用にあたっては、法令及び当財団の諸規程等を遵守し、これを適正に使用する。また、公的研究費の原資が公的資金等によって賄われていることを常に留意し、公的研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努める。
3. 研究員及び事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保するため、相互に密接な連携を図る。